



2024年5月15日

各位

会社名 株式会社リベルタ
代表者名 代表取締役社長 佐藤 透
(コード番号 4935 東証スタンダード市場)
問合せ先 専務取締役 二田 俊作
(TEL. 03-5489-7661)

**株式分割に伴う自己株式の取得する株式の総数変更及び
取得期間の延長に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)**

当社は、2024年2月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。本日開催の取締役会において、下記のとおり自己株式の取得する株式の総数変更及び取得期間の延長を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得する株式の総数変更及び取得期間延長の理由

2024年5月15日に公表した「株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更、株主優待制度の一部変更、配当予想の修正及び自己株式の取得に係る事項の一部変更に関するお知らせ」のとおり、株式分割により取得する株式の総数を変更いたします。

また、2024年5月2日に公表した「自己株式の取得状況に関するお知らせ」のとおり、2024年4月30日時点での取得株式の総数は3,000株となっておりますが、これはインサイダー取引規制への抵触を回避する観点より、未公表の重要事実を有していると判断される可能性のある期間の自己株式取得を見合わせたためであります。自己株式取得の実施は、譲渡制限付株式制度対象者に交付する株式への充当および株主への一層の利益還元、資本効率の向上、企業価値の拡大ならびに機動的な資本政策の実行を図ることから、取得期間を延長いたします。

2. 自己株式の取得する株式の総数変更及び取得期間延長の内容

(下線は変更部分を示しております。)

変更前	変更後
取得する株式の総数 15,000株(上限)	取得する株式の総数 30,000株(上限)
取得期間 2024年2月15日～2024年5月31日	取得期間 2024年2月15日～2024年8月31日



(ご参考)

1. 2024年2月13日開催の取締役会における決議内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	15,000 株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 0.50%)
(3) 株式の取得価額の総額	11,000,000円 (上限)
(4) 取得期間	2024年2月15日～2024年5月31日

2. 上記決議内容に基づき 2024年4月30日までに取得した自己株式の累計

(1) 取得株式の総数	3,000株
(2) 取得価額の総額	2,287,200円

以上